

徳島県

徳島県では、「連携・協働」及び「通級による指導担当者」の研修コアカリキュラム案を活用した『研修の実践』として、次の取組が行われた。

- ・教育と福祉が連携した「地域支えあい隊プロジェクト(合同研修会)」の実施
- ・e-ラーニング教材開発
- ・特別支援教育コーディネーターの専門性向上を目指した研修体系の再構築
- ・通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性向上を目指した研修体系の構築

1. (人材育成の)現状

徳島県では、以前より、発達障害の当事者やその家族をとりまく環境として、教育分野や福祉分野が切れ目なくつながり、それぞれの分野でうまくいっている手法を共有するという考え方が重視されてきた。そのために、福祉機関や福祉現場との連携の重要性を認識し、数年前からさまざまな施策に反映させてきたところである。

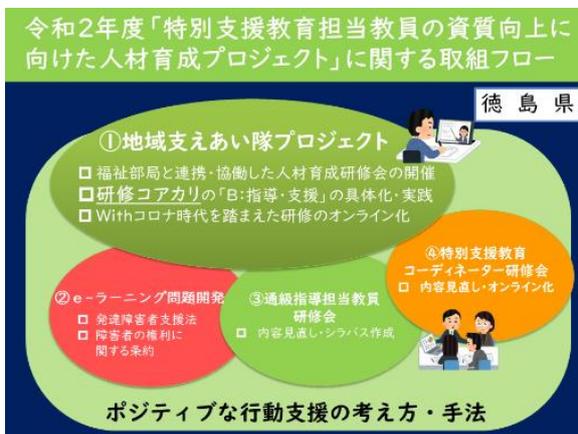
具体的には、年に数回合同研修を実施したり、教育または福祉関係者の研修会等に、講師を相互派遣したりして連携を図ってきたが、ベースとなる考え方の共有や共通のカリキュラム等は存在せず、相互理解を深めることが主目的であった。

徳島県教育委員会が推進している「ポジティブな行動支援」の手法は教育だけでなく、福祉など対人援助職全般にとって必要な考え方である。また、ポジティブな行動支援の背景となる応用行動分析学をベースとした問題解決手法を支援者間の「共通言語・共通の支援」とすることで、具体的で実効性のある発達障害児・者支援を切れ目なく推進することができるが、福祉現場にその考え方が浸透しているとは言い難い状況があった。

2. (人材育成プロジェクトの)取組の概要

1) 徳島県では、発達障害に係る教育と福祉の支援人材育成の具体的取組として「地域支えあい隊プロジェクト」に取り組んだ。

地域支えあい隊プロジェクトでは、福祉部局と企画から連携し、参加者募集でも協働した。本プロジェクトに合わせて新たに開設した「ステップアップ講座」の開設にあたっては、研修会講師と研修内容の共通理解を図るために事前の協議を複数回行うなど、「研修企画者のため



の連携・協働に関するコアカリキュラム(以降,コアカリ)のB「指導・支援」のシラバスを参考にアセスメントや特性に応じた指導支援などが網羅できるように,研修内容を企画した。(資料1地域支えあい隊参加者募集チラシ)

またコアカリの共通のB「指導・支援」で本県がねらいとする部分を中核とし,専門的な立場からの知見を提供いただくため大学の准教授に講義を依頼した。「特性に応じた指導支援」について,科学的根拠のある一般化された指導支援手法の1つとして,県が推進するポジティブな行動支援を中心に内容を組み立てた。

行動の原理や ABC 分析などの具体的な活用方法などの内容,教育と福祉など多職種間の連携についての意義や考え方の基本などの内容,についてコアカリの「指導支援」の内容を踏まえ講義や演習を行った。



また,新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり,他の研修の先駆けとして,いち早く研修のオンライン化を採り入れた。

福祉機関からの参加者の勤務時間に対応し,どの講座も平日の午前中や土曜日や日曜日などに開催した。

福祉事業所の中には,コロナ対策で職員に厳しい自粛を課しているところが多く,Zoomでの研修は大変好評であった。

2) eラーニングの新規問題作成(作成問題の一覧 [資料2](#) 特別支援まなびの広場 [資料3](#))

徳島県では,従来より特別支援教育についての基礎的な知識の習得を後押しするため,eラーニングを設定してきた。そこでコアカリの共通項目のEをベースに,これまでには作成していなかった発達障害者支援法などの分野に関する問題を新規に作成した。「地域支えあい隊プロジェクト」の受講者にこれを公開する予定であったが,コロナの影響により実現できなかった。

3) 特別支援教育コーディネーター研修会内容見直し及び通級による指導担当者研修会内容見直し

また,本県では,既存の通級指導担当教員や特別支援教育コーディネーターを対象とする研修会についても,研修企画者を中心に,研修コアカリキュラムの内容を参考にしながら研修内容の見直しや一部オンライン化などに取り組んだ。特別支援教育コーディネーター研修会と通級による指導担当者研修会について,本年度コアカリを参考に内容を見直しを行った。いままでの研修内容を一覧にして,コアカリのどの部分を満たしているのか,不足しているのか,把握した。

しかし、折からのコロナ禍や働き方改革による教員研修の見直しを受け、研修日数が大幅にカットされたため内容を精選・縮小することになった。さらに研修のオンライン化を進めることになり、地域支えあい隊でのオンライン研修の経験がとても役立った。

3. 成果と課題

成果

○コアカ리를ベースとした福祉部局との連携による支援人材の育成

コロナ禍の中でも研修会を実施することができたことの意義は大きい。特に感染対策のポイントを押さえ、多様な受講者ニーズにきめ細かく対応し、Zoomなどの対応をいち早くしたことが成果につながった。

また、今回の取組を通じて、地域支えあい隊のプログラムを企画する上で、コアカリはベースであり、根拠とするべきものであると感じた。福祉部局との連携でもコアカリを積極的に活用していきたいと考えている。コアカリを活用して研修内容を検討するなど、「共通言語」としてとらえたい。11月13日 発達障害者支援専門員養成研修プログラム（徳島県立発達障がい者総合支援センター「ハナミズキ」主催）2月11日 放課後児童支援員等資質向上研修会（県庁次世代育成・青少年課主催）の開催など、福祉部局との連携も今まで以上に深まってきている。

○Withコロナ・Afterコロナ時代を踏まえた研修のオンライン化

このプロジェクトを受けたときには、コロナ禍など思いもよらなかったが、コロナ禍により、オンライン化が促進された。Withコロナ・Afterコロナ時代を見据えた研修の在り方を考えるよい機会になった。

地域支えあい隊プロジェクトを開催できたことで、集合型研修とオンライン型研修のメリットがあらためてわかった。両方のよいところを採り入れ、成果を、次年度以降の研修企画や運用に活かしていきたい。

課題

当初は、地域支えあい隊でeラーニングを活用する予定であったが、今回コロナ禍の影響により実現しなかった部分があった。次年度以降、県として「地域支えあい隊」を継続する予定であるので、eラーニングを成果として積極的に活用していきたい。

徳島県としては今後も、コアカリの「共通」部分の「B:指導・支援」について、さらなる研修企画を推進していきたい。また地域支えあい隊プロジェクトの中で、「C:家族支援」についても講座設ける予定である。

実際に福祉部局と連携する際に研修の企画や運営など、いろいろな話し合いで積極的にコアカリを使っていきたい。発達障害児・者とその家族への支援を継続的に実施していく必要性を改めて強く感じている。

（徳島県立総合教育センター 樋口 直樹）

【資料1】 地域支えあい隊プロジェクト

発達障がい者等パートナー養成講座

地域支えあい隊プロジェクト



※プロジェクトの詳細は、裏面にて紹介しています。※いずれの研修会も諸般の事情で開催を中止することがあります。

基礎講座

「発達障がい等の理解について」

- 9月 4日(金) 10:00~12:00
- 9月13日(日) 10:00~12:00

講師 徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 指導主事
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

定員 各20名

チャレンジ講座

※1は修了者の方も申込みいただけます。

1 発達障がい教育講演会

- 11月3日(火)(祝) 13:30~15:40

演題 「子どもの心の受け止め方~子どもの心に響く褒め方、叱り方、関わり方~」
講師 東京都立矢口特別支援学校 主任教諭 川上 康則 氏
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

定員 30名

2 発達障がい体験ワークショップ

- 11月8日(日) 10:00~12:00

講師 徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 指導主事
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

定員 25名

ステップアップ講座(新規) リモート開催

※ステップアップ講座は修了者の方の申込みも歓迎します。

- 1 実態把握・アセスメントの方法について** ● 9月 13日(日)
- 2 行動問題への対応方法** ● 10月 24日(土)
- 3 連携・協働・共通理解を図るために** ● 11月 8日(日)

時間 13:00~15:00
講師 畿央大学 教育学部 准教授 大久保 賢一 氏
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

定員 30名

各回とも別内容です(シリーズ研修)

お問い合わせ
お申し込み先

徳島県立総合教育センター特別支援・相談課
〒779-0108 板野郡板野町犬伏字東谷1-7
TEL:088-672-5200 FAX:088-672-5229

参加無料

【資料2】 eラーニング問題 「障がい児・者の福祉に関する法律・条約とその概念」

【第1問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

2006(平成18)年、国連で採択された()は障害児・者を治療や保護の客体ではなく、人権の主体としてとらえることを前提としている。

【選択肢】

- 1) 児童の権利に関する条約
- 2) ノーマライゼーション推進条約
- 3) 障害者の権利に関する条約 ○
- 4) インクルージョン推進条約

【解説】

正解は「3の障害者の権利に関する条約」です。

法的な拘束力を持つ本条約が採択・発効されたことにより、世界における障害児・者に対する福祉施策を進める上で大きな意味を持ちました。

【第2問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

障害者の権利に関する条約は、従来からある障がいの捉え方も変えた。従来、障がいは疾病や外傷などの個人的な問題で、医療を必要とするという「医学モデル」の考え方を反映していた。しかし本条約では、障害は主に()によって作られた問題であるという「社会モデル」の考え方を反映するようになった。

【選択肢】

- 1) 家族との関係性
- 2) 国家との関係性
- 3) 福祉との関係性
- 4) 社会との関係性 ○

【解説】

正解は「4の社会との関係性」です。

その後の法律や制度の基本的な考え方として「地域社会での共生」や、「社会参加の機会確保」などが重視されるようになりました。

【第3問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

日本では障害者の権利に関する条約を2007(平成19)年に署名し、それ以降、批准に向けた国内法や関連制度の整備に取り組んできた。その1つである障害者基本法の改正を通して、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で()となるような社会における事物・制度・慣行・観念等について、除去するように規定された。

【選択肢】

- 1) 不自由
- 2) 障壁 ○
- 3) 垣根
- 4) 隔壁

【解説】

正解は「2の障壁」です。

いわゆる「社会的障壁」のことです。

「合理的配慮」などの考え方が出てくるきっかけとなりました。

【第4問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)は、20

13(平成25)年に施行された。その中で、総合的な自立支援システムの構築を目指して、障害福祉サービスや地域生活支援事業などが規定されている。()の認定結果によって利用できるサービスの種類や量などが異なるために、希望がすべてかなうとは限らないものの、基本的には障がい者自身がどのサービスを利用するか、選択できる仕組みになっている。

【選択肢】

- 1) 障害程度区分
- 2) 障害サービス区分
- 3) 障害支援区分 ○
- 4) 障害給付区分【解説】

正解は「3の障害支援区分」です。

「…標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。区分は6段階に分かれており、区分6が支援が必要な割合が最も高くなっています。

【第5問】

「障害支援区分」の調査項目のうち、最も多いものはどれでしょう。選択肢から選びなさい。

【選択肢】

- 1) 行動障がいに関連する項目 ○
- 2) 移動や動作等に関連する項目
- 3) 意思疎通等に関連する項目
- 4) 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

【解説】

正解は「1 行動障がいに関連する項目」です。

感情が不安定・自らや他人を傷つける行為・暴言暴行・対人不安や緊張など、34項目からなっています。

【第6問】

発達障害者支援法は、2016(平成28)年に改正された。

その総則第一条(目的)に記されていない事गरらを選びなさい。

【選択肢】

- 1) 発達障害の早期発見・発達支援
- 2) 障害によって分け隔てられない共生社会の実現
- 3) 発達障害者に対する就労支援
- 4) 障害者相談支援センターの指定 ○

【解説】

正解は「4の障害者相談支援センターの指定」です。正しくは「発達障害者支援センターの指定」です。

発達障害者支援法では、都道府県知事が社会福祉法人などを指定する又は自らが設置者となって、「発達障害者支援センター」を置くように定めています。

【第7問】

「発達障害者支援センター」の機能として、法律に規定されていないものを選びなさい。

【選択肢】

- 1) 発達障害者に対する障害支援区分の認定 ○
- 2) 医療、教育など関係機関や民間団体等の従事者に対する発達障害についての情報の提供及び研修
- 3) 発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するため、発達障害者及びその家族、その他関係者に対する専門的な相談、助言や情報の提供
- 4) 発達障害者に対する専門的な発達支援と就労の支援

【解説】

正解は「1の発達障害者に対する障害支援区分の認定」です。

障害支援区分の認定については、市町村により設置された審査会が行います。

【第8問】

発達障害者支援法に規定されている「発達障害」について、あてはまるものをすべて選びなさい。

【選択肢】

- 1) 学習障害 ○
- 2) 注意欠陥多動性障害 ○
- 3) 自閉症 ○
- 4) 愛着障害
- 5) アスペルガー症候群 ○
- 6) 広汎性発達障害 ○

【解説】

正解は「1、2、3、5、6」です。

最新のDSM5（米国・精神障害の診断と統計マニュアル）では、発達障害は「神経発達症」、自閉症や広汎性発達障害は、「自閉スペクトラム症」、注意欠陥多動性障害は「注意欠如・多動症」、学習障害は「限局性学習症」と名称や診断基準が変更されています。常に最新の情報を得るように心がけましょう。

注）DSM はアメリカ合衆国の国内基準ですので、情報の取扱は慎重に行うとともに、ICD など他の情報ソースからの情報も合わせて収集するように心がけましょう。

【第9問】

次の文は障害児・者の福祉の概念の1つについて説明したものです。当てはまるものを選択肢から選びなさい。

「自らの意思を表明することが困難な障害当事者の意思を、援助者が代弁すること。障害当事者の権利を擁護するという広い意味でも使われる。」

【選択肢】

- 1) アカウンタビリティ
- 2) アウトリーチ
- 3) アイスブレイク
- 4) アドボカシー ○

【解説】

正解は「4 アドボカシー」です。

障害当事者が自ら意思表示し、自己の権利を守るという意味で「セルフアドボカシー」という言葉も登場しています。

【第10問】

次の文は障害児・者の福祉の概念の1つについて説明したものです。当てはまるものを選択肢から選びなさい。

「障害者や社会的マイノリティの人たちを含めたすべての人たちがお互いを認め合い、支え合って社会の一員として包み、共生していくこと。」

【選択肢】

- 1) ダイバーシティ
- 2) インクルージョン ○
- 3) ノーマライゼーション
- 4) エンパワメント【解説】

正解は「2 インクルージョン」です。

近年では、ダイバーシティ(多様性の尊重・多様な人材の積極的活用)と相互補完する概念として考えられることが多くなりました

【資料3】 徳島県立総合教育センター 特別支援まなびの広場リーフレット(別添)

特別支援教育について学びたい
➔
e-ラーニングがおすすめ!

<p>■ 障がいに関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障がい教育に関する知識(基礎編) ・ 自閉症の基礎知識と実態 	<p>■ 行動分析学の基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動分析学の基礎: ABC分析 ・ 行動分析学の基礎: トークンエコノミーシステム 	<p>■ 特別支援教育に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に関する知識 ・ 通級による指導
<p>■ 個別の教育支援計画と個別の指導計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画と個別の教育支援計画 ・ 個別の指導計画: 指導目標を具体的に記述する 	<p>■ 特別支援教育コーディネーターとしての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育コーディネーターとしての知識 	<p>■ 事例研究に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例研究に関する知識 ・ 事例研究に関する知識(応用編)
<p>■ 指導法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造化のアイデアを活用した指導 	<p>■ 障害者差別解消法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法: 制定までの動向 ・ 障害者差別解消法: 内容の問題 	<p>■ スクールワイド PBS</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブな行動支援について(基本編) ・ ポジティブな行動支援のフィードバック

特別支援教育コーディネーターとしての知識(初級編1)

次の文章が正しいければ○を間違っている場合は×を記入してください。

「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省、H19.4.4)に記載されている、特別支援教育コーディネーターの役割は、「校内委員会(企画・運営)」、「特別支援教育に関する校内研修の企画・運営」、「関係機関・学校との連絡・調整」の3つである。

○

×

印刷

① 画面左のメニューから

特別支援まなびの広場

特別支援教育に関する話題、基本をe-ラーニングで学びましょう!

ログインするためには、特別支援まなびの広場の専用の「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。
「ログイン方法」のPDFを参照してログインしてください。

ログイン方法.pdf

② ログインをクリックする

徳島県教育情報ネットワーク
e-ラーニングシステム

(平成24年度 学校のコンプライアンス推進取組により開発)

Home > サイトのログインする

徳島県内の方

ユーザー名

パスワード

徳島県外の方

ユーザー名

パスワード

ログイン

ユーザー名

パスワード

ユーザー名を記憶する

ログイン

※このシステムは、特定のブラウザでのみ動作します。
ブラウザのキャッシュ機能も無効にしてください。

いつでもこのシステムにアクセスできます。
パスワードを忘れた場合は、こちらからパスワードをリセットしてください。

←ここがおすすめ

約1000問の中から自分のニーズに応じた教材を選択できます。

クイズ形式でわかりやすく学べます。

10~20問が1セットになっており5分程度で実施できます。

まなびの広場へのアクセス /

特別支援まなびの広場

https://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/

特別支援まなびの広場

https://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/

リーフレットについてのお問い合わせ

徳島県立総合教育センター特別支援・相談課
〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字東台1-7
☎088-672-5200
E-mail tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

■このリーフレットは、文部科学省委託事業「発達障害に関する情報による指導担当教員等専門性充実事業」により作成しました。